

■広報犬山「市民のひろば」への掲載を希望される方へ

「市民のひろば」は、犬山市内で開催される市民活動などを広く紹介し、コミュニティの醸成や生涯学習の推進など、記事を読んだ犬山市民のみなさんにとって、新たな「関心」「活動」「活躍」の機会の広がりを促進するため、犬山市民のみなさんから寄せられた情報を掲載するコーナーです。

そのため、次のとおり、広報犬山「市民のひろば」の欄への掲載にあたり、必要な事項を定めますので、掲載を希望される場合は必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 掲載基準

構成員が市民2名以上で市内を拠点に活動する団体であり、「(1) 掲載できるもの」に該当するもの

(1) 掲載できるもの

1. 市内で行う催し
2. 市内で活動を行うために会員を募集するもの
3. 市内の公益法人（財団・社団法人）や学校法人、公共的団体が市内で行う催し。  
ただし、所管課又は関係課から掲載依頼のあった催しは除きます。
4. 上記1.から3.までに該当しないもので、市が「市民のひろば」の主旨に反しないと判断し、掲載することが適当と認められたもの

(2) 掲載できないもの（例）

次のいずれかに一つでも該当する団体若しくは催し又は活動

- ① 政治・宗教・営利に関するつながる恐れがあると認められるもの
- ② 公序良俗に反する若しくは社会的に指摘されている問題を抱えているもの
- ③ ①及び②との関係を有していると認められるもの及び懸念があると市が判断したもの
- ④ 金額に関わらず、当日の催しや活動に要する実費以上と認められる金銭を、主催者、運営者や出展者など、特定の人物や団体が受け取るもの。ただし、金銭が自らの収益でなく、次回以降の催しや活動に充てることが明らかであることを書面などで証明いただける場合を除く。
- ⑤ 特定の個人が自らの事業運営に繋がるものと認められるもの（講師や指導者自身が運営する教室や体験会、生徒募集に繋げることを目的とした無料体験会や施設開放など）
- ⑥ 会員のみを対象とした集いなど対象者や参加可能者が著しく限定されるもの

(3) 「市民のひろば」への掲載について判断を要する場合及びその判断を行うための調査事項などについては、市が別に定める。

## 〈掲載可否の一例〉

|    | カテゴリー | 内容・注意事項                                     | 掲載可否 |
|----|-------|---------------------------------------------|------|
| 1  | 催し    | 市内で開催する写真展や絵画展などの展示会                        | 可    |
| 2  | 催し    | 市外で開催する写真展や絵画展などの展示会                        | 不可   |
| 3  | 催し    | 市内で開催するサークル活動の発表会（成果発表会）                    | 可    |
| 4  | 催し    | 市外で開催するサークル活動の発表会（成果発表会）                    | 不可   |
| 5  | 催し    | 市内の名所を巡る活動                                  | 可    |
| 6  | 催し    | 市外の名所を巡る活動                                  | 不可   |
| 7  | 催し    | コンサート（チャリティコンサートなど営利目的でないもの）                | 可    |
| 8  | 催し    | 講師の営利・宣伝につながる〇〇体験会、〇〇体験教室、ワークショップ           | 不可   |
| 9  | 催し    | 単発または持続性のない〇〇体験会、〇〇体験教室、ワークショップ             | 可    |
| 10 | 催し    | 講師の営利・宣伝につながるセミナーや講演会、相談会                   | 不可   |
| 11 | 催し    | 営利・宣伝を目的としていないセミナーや講演会、相談会                  | 可    |
| 12 | 催し    | 市内で開催する団体の活動紹介や市民の生活に有益となる情報を提供するイベント       | 可    |
| 13 | 催し    | 市外で開催する団体の活動紹介や市民の生活に有益となる情報を提供するイベント       | 不可   |
| 14 | 催し    | 一切営利目的ではなく、開催場所が市内で市民が幅広く参加できるもの。           | 可    |
| 15 | 催し    | 一切営利目的ではなく、開催場所が市外で市民が幅広く参加できるもの。           | 不可   |
| 16 | 募集    | 主たる活動場所が市内である団体のメンバー募集                      | 可    |
| 17 | 催し    | 登山や旅行など活動の内容上、市外で行うこともあるが、事前に市内で活動説明会を行うもの。 | 可    |
| 18 | 催し・募集 | 宗教活動や政治活動を目的としたイベント（事業）やメンバー募集              | 不可   |
| 19 | 催し    | 〇〇地区や特定の会員のみを対象としたイベント（事業）                  | 不可   |

※その他、具体例に該当しないものは詳細を提示してもらったうえで、企画広報課で掲載可否を判断します。

## 2. 掲載回数

- ・ 同一団体からの記事掲載は同一年度（4月号～翌年3月号）内で3回までとします。  
（同月にイベントが2つあり、2つとも周知したいときは、2回掲載したとしてカウントします。）
- ・ 市民のひろばに掲載する最大掲載記事数は1号あたり22記事となります。上限を超えた場合は抽選とし、抽選で漏れた場合に翌月号に掲載するかどうかは、掲載申込書の確認事項欄のチェックの有無で判断します。

### 3. 申込手続～掲載までの流れ

- ① 広報犬山「市民のひろば」掲載申込書を掲載希望号の3か月前の1日から原稿締切日までに企画広報課まで直接、Fax、メール（Fax、メールでの提出の場合、必ず提出した旨の確認の電話をしてください）にて提出してください（例：掲載希望号が「令和7年10月号」の場合、令和7年7月1日が申込開始）。なお締切日程・掲載申込書はホームページで公開しています。企画広報課へ直接提出する場合は、掲載希望号の3か月前の1日が市役所開庁日の場合、翌開庁日から受付可能です。また、Faxやメールによる提出の場合の確認連絡も同様に、市役所開庁日に連絡するようにしてください。
- ② 掲載申込書の内容から、紙面スペース・表記ルールを加味して広報担当が原稿を作成します。
- ③ 広報担当より校正確認の連絡を行いますので、内容を確認し、提示した期限までに修正の有無を回答してください（確認方法：企画広報課へ直接来庁、Fax、Eメール）。

### 4. 注意事項

〈掲載内容に関して〉

- ・ 「イベント開催のお知らせ」を掲載する際は、イベントの中止連絡等が発生する可能性があるため、電話番号の掲載を必須としています。ただし、Fax番号やEメールアドレスを併記することは可能です。電話番号の掲載を承諾いただけない場合は、記事の掲載をお断りさせていただきます。  
「活動する団体のメンバー募集」は、緊急で連絡することがないと見込まれることから、電話番号の掲載を必須としませんが、電話番号を掲載しない場合は、Fax番号またはEメールアドレスのいずれかを掲載してください。
- ・ 1枠あたりの掲載スペースが限られているため、内容の詳細説明や申込を受け付けるための二次元コードを掲載することも可能です（1記事1つまで）。二次元コードのデータは、掲載申込書と併せて提出するようにしてください。
- ・ 写真の掲載は出来ません。
- ・ 各項目の表記をアイコン化して表示するため、アイコン化されていない項目は掲載できません。ただし、アイコン化される項目に該当するものがない場合は注意事項に記載することも可能です。

#### 【アイコン化する項目一覧】

日時、場所、対象・人数、費用、申込方法、受付開始・期間、持物、案内等の配布、問合先、電話番号、Fax番号、Eメールアドレス、注意事項

- ・ 1記事あたりの掲載可能文字数は二次元コードの有無やイベント参加費用が無料かによって変わります。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 二次元コードあり・無料 | 最大 151 文字（アイコン含む） |
| 二次元コードあり・有料 | 最大 155 文字（アイコン含む） |
| 二次元コードなし・無料 | 最大 166 文字（アイコン含む） |
| 二次元コードなし・有料 | 最大 170 文字（アイコン含む） |

- ・ タイトルは9文字×2行、6文字×1行の最大24文字まで掲載可能です。
- ・ 掲載希望内容が掲載可能な文字数を超える場合は、企画広報課で掲載する内容を調整します。内容を調整する際は、「日時」、「場所」、「費用」、「問合先」、「連絡先（電話

番号)」を必須で掲載し、それ以外の項目は空いているスペースや内容を見て、調整を行います。また広報犬山の表記ルールに併せて、体裁を整えます。

- ・ 市外で開催するイベントは掲載できません。ただし、市内で事前に説明会を行う場合は掲載可能とします。
- ・ 有料の場合は、費用の内訳（材料費、施設使用料など）を確認します。
- ・ 市民のひろばへの掲載は公共性を保つ必要があります。費用の金額に関わらず、収支内訳の提出により、掲載する記事の内容全体が営利目的でないことを確認する場合があります。市から収支内訳の提出を依頼した場合には提出してください。

#### 〈その他〉

- ・ 掲載した内容のとおり実施されているか、広報担当が現地を確認し、その様子を広報に掲載する場合があります。現地確認の結果、広報に掲載した内容と異なるなど、ルールに反していることが判明した場合には、今後の掲載をお断りさせていただきます。また、いつ確認を行うかなど現地確認に関する詳細について事前にお答えすることはできません。
- ・ 掲載内容について市民から苦情が複数回寄せられた場合などは掲載をお断りさせていただく場合があります。
- ・ 掲載した内容に起因するトラブルなどについて市は一切責任を負いません。